

## 第1 監査の対象

消防本部（消防総務課、消防救急課、予防課、通信指令室、消防署、東出張所、西出張所、南出張所、北出張所、高蔵寺出張所）

## 第2 監査の期間

平成31年1月4日から平成31年3月18日まで

## 第3 監査の方法

平成30年度における財務に関する事務などが、法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかについて、都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員会制定）に準拠し、関係書類等の抽出調査、関係職員からの説明聴取を行うとともに、必要な事項については実地調査を行った。

また、本監査の重点項目及び主な着眼点について、次のとおり設定した。

### 1 重点項目

#### (1) 収入に関する事務

ア 滞納状況の把握、記録は適切に行われているか。

イ 督促等の手続は適時、かつ適正に行われているか。

#### (2) 補助金の交付に関する事務

ア 補助金の交付目的に沿って補助要綱等が整理されているか。

イ 補助金の交付決定に係る審査は、適正に行われているか。

ウ 補助金の使途及び補助事業の履行の確認は、適切に行われているか。

#### (3) 契約の方法及び手続

ア 契約の方法は、適正な理由により選択されているか。

イ 随意契約による場合、競争性、透明性は確保されているか。

ウ 契約金額、契約目的及び履行の期限その他契約の内容は適切か。

### 2 主な着眼点

#### (1) 収入に関する事務

- ア 調定、徴収、減免等は、根拠となる法令等に適合しているか。
- イ 現金等の受領、管理は、適正に行われているか。
- (2) 支出に関する事務
  - ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (3) 契約に関する事務
  - ア 契約の履行及びその確認は、適切に行われているか。
- (4) 財産管理等に関する事務
  - ア 財産は適切に維持管理され、有効に使用されているか。
  - イ 行政財産の目的外使用許可等は、適正に行われているか。
  - ウ 庶務事務は適正に行われているか。
- (5) 指定管理に関する事務
  - ア 指定管理者の指定は、根拠となる法令等に適合しているか。
  - イ 管理業務計画の履行及びその確認は、適切に行われているか。

#### **第4 監査の結果**

消防本部の所管する事務は、おおむね適正に執行されていると認めた。

#### **第5 意見**

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、経済性・効率性・有効性等の観点から次の意見を提出する。今後の事務の執行に当たっては、必要に応じて適切に対応されたい。

##### **1 総合的な消防力の充実・強化に期待するもの（有効性）**

平成25年に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定され、災害発生時に即時に対応することができる地域に密着した消防団を中核とした地域防災力の充実強化が求められている。一方で、少子高齢化の進展などの社会経済情勢の変化により、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難になっている。こうした中、本市では、自主防災組織の設立促進等に取り組むとともに、地域防災力の中核となる消防団については、28年度に中部大学機能別分団を設置し、30年度

には女性団員を増員するなど活性化を図っている。

また、平成3年に救急救命士制度が導入され、消防庁では、高度化する救急業務に応えるため、全ての救急隊に救急救命士が少なくとも1人配置される体制を目標としている。本市では、内部養成や救急救命士枠採用により救急救命士の増員を図り、救命率の向上等の観点から、1救急隊に常時2人の救急救命士の配置運用を目標とし、気管挿管救急救命士や薬剤投与救急救命士等の養成にも計画的に取り組んでいる。

については、今後も引き続き、消防団員確保の事業を展開し、貸与資機材の更新や訓練・指導により自主防災組織の活動を支援するとともに、救急救命士養成など教育訓練による消防職員の資質向上を図り、31万市民の生命、身体及び財産を守る総合的な消防力の充実・強化に努められたい。

(消防総務課・消防救急課)